

保護者の皆様へ

東京都立田無高等学校

季節性インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条により「出席停止」として扱うこととなっています。

文部科学省から、療養開始に当たって又は療養期間終了後に登校するに当たって、医療機関等が発行する検査結果や治癒証明書を求めることのないよう指導されています。

つきましては、学校保健安全法 施行規則第19条が定める出席停止期間の基準に従い、自宅で療養してください。療養期間終了後、登校する際、保護者が下記ご記入の上、担任へ提出してください。なお、インフルエンザに罹患したことがわかる書類（診療明細書や調剤明細書や薬の説明書等）のコピーも併せてご提出ください。

《出席停止期間》（学校保健安全法 施行規則第19条より）

「発症後5日間かつ解熱した後2日を経過するまで」

日数を数える場合は、発症した日（発熱が始まった日）を含まず、翌日を第1日と数えます。（裏面参照）

※文部科学省通知（令和4年10月19日付）により届出方法の変更

インフルエンザ 出席停止届

氏名	年 組 番 氏名
療養期間	令和 年 月 日 () 時間目 から
	令和 年 月 日 () 時間目 まで

※併せてインフルエンザに罹患したことがわかる書類のコピーを提出してください。

令和 年 月 日

保護者氏名 印

保護者が記入→生徒が担任へ提出→担任は、原本と罹患したことのわかる書類を一緒に教務へ提出。

